

小規模企業のための新会社法活用

第5回

決算書の作成

今回の会社法では、決算書の位置づけや作成方法が大幅に見直され、債権者・株主・投資家等会社を取り巻く利害関係者のために、より、その重要性和正確性を求める内容となっております。

1 「参考」から「従う」になり、1年分まとめての記帳はダメ

まず、これまでの会計に対する指針が「会計慣行を参考に」から、「会計慣行に従う」というふうに厳格化されました。

	<旧法>	<新法>
1	公正なる会計慣行を斟酌すべし。	一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。
2	整然かつ明瞭に記載する。	適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

- 2 更正されました
- ② 損益計算書（当期純利益までの記載となりました）
- ③ 株主資本等変動計算書（これまでの利益処分案が廃止され、新たに創設されました）
- ④ 個別注記表（従来、貸借対照表または損益計算書の注記事項とされていた項目を取りまとめ、独立した計算書類として作成することになりました）

3 信頼性の向上のための会計参与制度

「適時の正確な」とは、1年間まとめて会計処理をしたり後からさかのぼって修正したりせず（適時性）、さらに、すべての取引事実を証拠書類に基づきあますところなく記録する（正確性）を要求しているものです。これにより信頼ある決算書ができるというものです。

2 決算書はリニューアル

株式会社は、会社の財政状態・経営成績を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る以下の計算書類（決算書）を作成しなければなりません。従来から大幅に見直しがされました。

① 貸借対照表（資本の部が純資産の部となり、大幅に変

さらなる決算書の信頼向上のため、今回の会社法では、会計参与制度を導入しました。会計参与制度とは、株主総会で専門的見識を持つものとして、取締役・執行役と共同して計算書類を作成する人を選任する制度で、税理士（税理士法人を含む）、公認会計士（監査法人を含む）しかなることができないこととなっています。要は、税理士等が会社の役員となることによりさらに責任ある立場となって決算書を作成することを意図しているものです。

今回の第6回は、「今の有限会社はどうなる」です。

従来	損益計算書	変更後	損益計算書
売上高	売上原価	売上総利益	販売費及び一般管理費
営業利益	営業外利益	経常利益	特別損益
税引前当期純利益	法人税、住民税及び事業税	法人税等調整額	当期純利益
前期繰越利益	積立金目的取崩額等	中間配当等	当期未処分利益

→ 株主資本等変動計算書へ移動

従来	貸借対照表	変更後	貸借対照表
資本の部		純資産の部	
I 資本金	II 資本剰余金	I 株主資本	II 資本剰余金
1. 資本準備金	2. その他資本剰余金	1. 資本準備金	(1) 資本準備金
(1) 資本及び資本準備金減少差益	(2) 自己株式処分差益	(2) その他資本剰余金	(2) その他資本剰余金
III 利益剰余金	1. 利益準備金	(1) 利益準備金	(1) 利益準備金
1. 利益準備金	2. 任意積立金	(2) その他利益剰余金	(2) その他利益剰余金
2. 任意積立金	3. 当期末処分利益	①××積立金（任意積立金）	②繰越利益剰余金
IV 土地再評価差額金	IV 土地再評価差額金	4. 自己株式	4. 自己株式
V 自己株式	株式等評価差額金	II 評価・換算差額等	II 評価・換算差額等
		1. その他有価証券評価差額金	1. その他有価証券評価差額金
		2. 繰延ヘッジ損益	2. 繰延ヘッジ損益
		3. 土地再評価差額金	3. 土地再評価差額金
		III 新株予約権	III 新株予約権

株主資本等変動計算書									
前期末残高	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本準備金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計				
	資本	準備金	利益	剰余金	自己株式				
			任意積立金	繰越利益					
前期末残高	(前期末の貸借対照表の「純資産の部」の残高と一致します。)								
当期変動額									
新株の発行									
剰余金の配当									
任意積立金の積み立て									
任意積立金の取り崩し									
当期純利益									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計									
当期末残高	(当期末の貸借対照表の「純資産の部」の残高と一致します。)								

著者プロフィール

ヤマグチ ノボル
山口 昇

生年月日 昭和32年7月4日(蟹座)

出身地 新潟県加茂市

資格 税理士

事務所/住所 新潟県加茂市旭町15番30号

事務所名 山口昇税理士事務所

TEL 0256526869

FAX 0256521674

URL http://www.yamanobo-zenshi.jp/